

委員会提出議案第5号

市長専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年9月25日提出

提出者

議会運営委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 前田稔様

別紙

市長専決処分事項の指定についての一部改正

市長専決処分事項の指定についての一部改正

市長専決処分事項の指定について（平成24年6月29日議決）の一部を次のように改正する。

「支払督促」の前に「水道料金並びに医療センターの使用料及び手数料に係る」を加え、「提起」の次に「（裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の履行を請求するものに限る。）」を加える。